

(仮称) ふじみ野市・三芳町環境センター整備・運営事業

基本協定書 (案)

ふじみ野市

平成24年4月27日

**(仮称) ふじみ野市・三芳町環境センター整備・運営事業
基本協定書**

(仮称) ふじみ野市・三芳町環境センター整備・運営事業（以下「本事業」という。）に関して、ふじみ野市（以下「発注者」という。）と、_____（以下「代表企業」という。）を代表企業とする_____グループの各構成員（以下総称して「落札者」という。）は、以下のとおり合意し、本基本協定書（以下「本協定」という。）を締結した。

(目的)

第1条 本協定は、本事業に関し、落札者が落札者として決定されたことを確認し、発注者と落札者及び落札者の設立する特別目的会社（以下「特別目的会社」といい、落札者と特別目的会社を総称して「事業者」という。）の間において、本事業に係る基本事項について定める基本契約（以下「基本契約」という。）並びに基本契約の基づく本事業に係る熱回収施設、リサイクルセンター、計量施設、管理・啓発施設及び余熱利用施設の設計、建設及び運営並びに計画敷地内に存在するふじみ野市立老人福祉センター（施設名称「太陽の家」）の解体・撤去についての各契約（以下総称して「特定事業契約」という。）を締結することを目的として、それに向けての発注者及び落札者双方の義務について必要な事項を定めることを目的とする。

(当事者の義務)

第2条 発注者及び落札者は、特定事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。
2 落札者は、特定事業契約の締結のための協議において、本事業の入札手続における発注者及び審査委員会の要望事項又は指摘事項を尊重するものとする。

(特別目的会社の設立)

第3条 落札者は、本協定締結後速やかに、会社法（平成17年法律第86号。その後の変更を含む。以下「会社法」という。）上の株式会社である取締役会設置会社、かつ、監査役設置会社として、本事業に係る運営の遂行のみを目的とし、決算期を3月末日とする特別目的会社をふじみ野市内に設立し、その商業登記簿履歴事項全部証明書を発注者に提出するものとする。落札者は、特別目的会社の本店所在地が変更される場合、特別目的会社をして、発注者に対し、事前に書面で通知させるものとする。但し、落札者は、本協定の終了に至るまで、特別目的会社をして、特別目的会社の本店所在地をふじみ野市以外の土地に移転させないものとし、かかる本店所在地の変更に係る定款変更議案に賛成しないものとする。
2 特別目的会社の株式は譲渡制限株式の1種類とし、落札者は、特別目的会社の定款に会社法第107条第2項第1号所定の定めを規定し、これを発注者の事前の書面による承諾なくして削除又は変更しないものとする。
3 特別目的会社への出資にあたり、落札者は、次の各号所定の事項を遵守するものとする。
(1) 特別目的会社の資本金は、運営期間中、2億円以上を維持するものとする。なお、運営期間

開始までの特別目的会社の資本金額は落札者の任意とする。

- (2) 落札者はいずれも必ず出資し、且つ、落札者による出資を出資比率の100%とする。
- (3) 代表企業は、特別目的会社の株主中で最大の出資額で出資する。

(株式の譲渡等)

第4条 落札者は、本協定の終了に至るまで、次の各号所定の行為のいずれかを行う場合、事前にその旨を発注者に対して書面により通知し、その承諾を得たうえで、これを行うものとする。

- (1) 特別目的会社の株式の第三者に対する譲渡、担保権設定又はその他の処分
 - (2) 落札者以外の第三者の新株又は新株予約権の発行その他の方法による特別目的会社への資本参加の決定
 - (3) 落札者による出資が出資比率の100%を下回ることになるか又は代表企業が特別目的会社の筆頭株主でなくなる事となる新株又は新株予約権の発行その他の方法による増資
- 2 前項の定めるところに従って発注者の承諾を得て前項各号所定のいずれかの行為を行った場合には、当該行為に係る契約書その他発注者が必要とする書面の写しを、その締結後速やかに、当該第三者作成に係る発注者所定の書式の誓約書を添えて発注者に対して提出するものとする。

(特定事業契約)

第5条 落札者は、発注者との間において、次の各号所定の各契約を当該号の定めるところに従って締結せしめる。

- (1) 基本契約
落札者は、平成25年1月頃を目途として、ふじみ野市議会に対する特定事業契約の承認等に係る議案提出日までに、発注者との間で基本契約の仮契約を自ら締結し且つ特別目的会社をして締結せしめる。
 - (2) 建設請負契約
落札者は、基本契約の仮契約締結日と同日付にて、落札者の全部又は一部と発注者との間で建設請負契約の仮契約を締結せしめる。
 - (3) 運營業務委託契約
落札者は、基本契約の仮契約締結日と同日付にて、特別目的会社と発注者との間で運営委託契約の仮契約を締結せしめる。
- 2 前項の仮契約は、特定事業契約の締結についてふじみ野市議会の議決を得たときに本契約としての効力を生じるものとする。
- 3 前二項の定めにかかわらず、特定事業契約に係る本契約の成立前に、落札者のいずれかが次の各号所定のいずれか（以下「デフォルト事由」という。）に該当するとき、発注者は、特定事業契約に関し、仮契約を締結せず又は本契約を成立させないことができるものとする。この場合において、デフォルト事由が本事業の入札手続に関するものであるときは、落札者は、発注者の請求に基づき、本事業の落札金額並びにこれに係る消費税及び地方消費税の10パーセントに相当する金額の違約金を発注者に支払う義務を連帯して負担するものとする。なお、当該違約金の定めは損害賠償額

の予定ではなく、デフォルト事由により発注者が被った損害のうち、当該違約金により回復されないものがあるときは、その部分について発注者が落札者に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。この場合、かかる落札者の損害賠償債務も連帯債務とする。

- (1) 特定事業契約に関し、落札者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は落札者が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が落札者に対し、同法第7条の2第1項又は第8条の3に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む）。
 - (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が落札者又は落札者が構成事業者である事業者団体（以下「落札者等」という。）に対して行われたときは落札者等に対する命令で確定したものをいい、落札者等に対して行われていないときは各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、特定事業契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (3) 納付命令又は排除措置命令により、落札者等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、特定事業契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が落札者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (4) 特定事業契約に関し、落札者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の独占禁止法第89条第1項に規定する刑が確定したとき。
 - (5) 特定事業契約に関し、落札者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6に規定する刑が確定したとき。
- 4 落札者は、発注者と事業者との基本契約の仮契約の締結と同時に、別紙1所定の書式による出資者保証書を作成して発注者に提出するものとする。

（準備行為）

第6条 各特定事業契約に関し、当該特定事業契約の成立前であっても、落札者は、発注者の循環型社会形成推進交付金の申請支援を行うものとし、また、自己の責任及び費用で本事業に関して必要な準備行為を自ら行い又は特別目的会社をして行わせることができるものとする。

2 落札者は、各特定事業契約成立後速やかに、前項の定めるところに従ってなされた準備行為の結果を当該特定事業契約の当事者である事業者承継させるものとする。

(特定事業契約の不調)

第7条 事由の如何を問わず、特定事業契約の全部が締結に至らなかった場合には、本協定に別段の定めがない限り、既に発注者及び落札者が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、本協定が締結された日を始期とし、特定事業契約の全部が成立した日を終期とする期間とし、当事者を法的に拘束するものとする。

2 前項の定めにかかわらず、特定事業契約の全部が締結に至らなかった場合には、いずれかの特定事業契約の締結不調が確定した日をもって本協定は終了するものとする。但し、本協定の終了後も、第7条の定めは有効とし、当事者を法的に拘束し続けるものとする。

(秘密保持等)

第9条 発注者及び落札者は、本協定又は本事業に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持して責任をもって管理し、本協定の履行又は本事業の遂行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、本協定に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。

2 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 開示の時に公知である情報
- (2) 開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
- (3) 開示の後に発注者又は落札者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
- (4) 発注者及び落札者が本協定に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

3 第1項の定めにかかわらず、次の場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。但し、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

- (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
- (2) 法令に従い開示が要求される場合
- (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
- (4) 発注者が守秘義務契約を締結した発注者のアドバイザーに開示する場合
- (5) 落札者が特別目的会社に開示する場合

4 発注者は、前各項の定めにかかわらず、本協定又は本事業に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に関し、法令その他発注者の定める諸規定の定めるところに従って情報公開その他の必要な措置を講じることができる。

5 落札者は、本協定又は本事業に関して知り得た個人情報の取扱いに関し、法令に従うほか、発注者の定める諸規定を遵守するものとする。

(管轄裁判所)

第10条 発注者及び落札者は、本協定に関して生じた当事者間の紛争について、さいたま地方裁判所を第一審とする専属管轄に服することに合意する。

(誠実協議)

第11条 本協定に定めのない事項について必要が生じた場合、又は本協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、発注者及び落札者が誠実に協議して定めるものとする。

(以下余白)

以上の証として、本基本協定書を当事者数分作成し、各当事者がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成____年____月____日

(発注者)

(落札者)

(代表企業)

[所在地]

[商号]

(構成員)

[所在地]

[商号]

(構成員)

[所在地]

[商号]

(構成員)

[所在地]

[商号]

出資者保証書式

平成____年____月____日

ふじみ野市
ふじみ野市長

様

出 資 者 保 証 書

(仮称)ふじみ野市・三芳町環境センター整備・運営事業(以下「本事業」という。)に関し、____(以下「代表企業」という。)を代表企業とする____グループの構成メンバーである代表企業、____、____……(以下総称して「当社ら」という。)は、当社らがふじみ野市(以下「御庁」という。)及び(特別目的会社名)(以下「特別目的会社」という。)との間において平成【●】年____月____日付けで締結した本事業に係る基本事項について定める基本契約並びに当該基本契約の基づく本事業に係る建設請負及び運営委託についての各契約(以下総称して「特定事業契約」という。)につき、本書の日付けでもって、御庁に対して下記各項所定の事項を誓約し、且つ、表明及び保証致します。

記

- 1 特別目的会社が、平成____年____月____日に、会社法(平成17年法律第86号)上の株式会社である取締役会設置会社、監査役設置会社且つ会計監査人設置会社として適法にふじみ野市に設立され、且つ、本書の日付現在有効に存在している。
- 2 特別目的会社の株式は譲渡制限株式の1種類であり、特別目的会社の定款には会社法第107条第2項第1号所定の定めがなされている。
- 3 特別目的会社の発行済株式総数は、____株であり、その全てを、当社らが保有しており、____株は代表企業が、____株は____が、____株は____が、____株は____が保有している。
- 4 次の各号所定の行為のいずれかを行う場合、事前にその旨を御庁に対して書面により通知し、その承諾を得たうえで、これを行うものとし、且つ、御庁の承諾を得て当該行為を行った場合には、当該行為に係る契約書の写しを、その締結後速やかに、当該第三者作成に係る御庁所定の書式の誓約書その他御庁が必要とする書面を添えて御庁に対して提出すること、並びに、かかる手続による場合を除くほか、本事業が終了するときまで、特別目的会社の株式の保有を取得時の保有割合で継続することを誓約する。
 - (1) 特別目的会社の株式の第三者への譲渡、担保権設定又はその他の処分
 - (2) 設立時の株主以外の第三者の新株又は新株予約権の発行その他の方法による特別目的会社への資本参加の決定
 - (3) 落札者による出資が出資比率の100%を下回ることになるか又は代表企業が特別目的会社の筆頭株主でなくなることとなる新株又は新株予約権の発行その他の方法による増資

5 特別目的会社の資本金は、本事業に係る運営期間の開始までに【●●】円とし、運営期間中、御
庁の事前の書面による承諾なくして当該資本金の額を減少しないことを誓約する。

以 上

[所在地]

[商 号]